

（令和5年6月8日 午後1時41分）

●議長（佐藤武雄） 休憩前に続き、会議を開きます。

通告の4、永原和男議員。

- 1、選挙公報の配布について
- 2、奨学金制度の改善について
- 3、鳥居川の改修工事について

議席番号8番、永原和男議員。

◆8番（永原和男） 議席番号8番、永原和男です。早速、選挙管理委員会にお尋ねをいたします。先の県議会議員選挙、選挙管理委員の皆さんをはじめ、多くの関係者の皆さん、大変ご苦勞様でございました。そこで、先の県議会議員選挙から、選挙公報の配布を新聞折込の方式に変更したわけであります。選挙管理委員会として、こうように変更したことについて有権者がどう受け止めていたか、どう把握しているのでしょうか。最初にお伺いいたします。

●議長（佐藤武雄） 落合選挙管理委員長。

■選挙管理委員長（落合明夫） 永原議員の質問にお答えいたします。選挙公報の配布方法の変更につきましては、まず、町のホームページや広報しなの、防災無線、それから4月の総代会で周知させていただきました。また、地区総代さんから配布作業が軽減されて良かったという話も聞いていると同時に、若干質問もありました。どのようにして配ってくれるのですかと、そういう内容が2件あったそうです。その時に公共施設に置いてありますよと。公共施設というのは、病院、公民館、もちろん役場、体育館に置いてあることを説明して納得していただきました。ということで問題なく配布されたと認識しております。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） ただ今、選挙管理委員長から選挙公報の配布方法の変更について、問題はなかった、大きな問題はなかったということにはなるのでしょうか、その旨の説明がありました。これ、私のところへも有権者からこういう問い合わせが入ったのです。隣近所や友人宅へは、選挙公報が配られているが、うちには配られて来ないと。それで、町へも問い合わせたそうです。そしたら、お宅は新聞をとっていないから届かないのだということで、その方は、ある種の差別をされた認識を強く持ったということなのです。そういうような苦情も選管の方には寄せられておりませんか。重ねて確認の意味でお尋ねいたします。

●議長（佐藤武雄） 落合選挙管理委員長。

■選挙管理委員長（落合明夫） お答えいたします。信濃町の世帯数は約3300世帯、新聞購読世帯数2500世帯あることから、新聞折込での選挙公報を完全に行き届かせることは、やはり議員がおっしゃるような難しいかと思えます。これから選挙公報の設置場所の増、それから選挙の都度その配布について、どのようにして配布しているのですよということの周知を徹底していきたいと思っています。また希望されるご家庭には、選挙管理委員会から選挙公報を郵送することもでき、これは常時受け付けておりますので、選挙管理委員会までお問い合わせいただけたらと考えております。ですから、先ほどの差別を感じたというというのは、ここの郵送もするのですよということ、どのように理解していただいたか、そこにちょっと差が出てきているのではないかと、そのように思っております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 約3300世帯があつて、新聞の折り込み部数が2500ですか。昨今、新聞の購読をやめるといふ方も増えていますし、また今、デジタル化によって新聞を購読している人も多くなっているわけでありまして。今、選挙管理委員長の答弁を聞いていますと、今後の方策として、我が家では郵送でお願いしたいと、そういうものも受け付けるという話であります。郵券料はどうなんでしょうか、無料で配達していただけると理解してよろしいでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 落合選挙管理委員長。

■選挙管理委員長（落合明夫） そのとおりです。費用は選挙管理委員会持ちということになります。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） わかりました。実は、新聞折込方式による選挙公報の配布については、本年の3月議会で一部条例改正があつたわけでありまして。しかしながら、その選挙公報の発行に関する条例を見ると、第5条の第1項はまだ生きていますから、「選挙公報は、当該選挙に用うべき選挙人名簿用に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するものとする」と、この条文は生きていますよね。事務的なことですから、選管の書記長であります総務課長に伺います。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木和幸） 2日前までに届けるというのが、公職選挙法上にも載っていると

ころです。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 私が確認したいのは、選挙管理委員会は選挙公報を各世帯に配布するのだと、第1項ですね、この項目は現在も生きていますと捉えてよろしいですね。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木和幸） 元となる公職選挙法でそういう決まりがありますので、その法に基づいてそれぞれの条例等を決めておりますので、そのとおりです。失礼しました。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 選挙公報の発行については、町が条例で定めることになっているわけです。それで今、総務課長から私が申し上げた第1項はそのまま生きていますのだと、第1項にどういうことが書いてあるのかということ、各世帯に対して選挙管理委員会が配布をするのだという項目であります。3月議会において一部改正では、全文読むことは省略いたしますが、「各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別な事情がある時には、新聞折込で配布に代えることができる」という項目を加えたわけであります。したがって、今ほど落合選挙管理委員長から、今後は郵送で届けること、その郵券代も選挙管理委員会が負担して届けることを考えているという答弁をいただきましたから、この第5条第1項および第2項については、条例どおりに丁寧に行なっていくということを強く求めていきたいと思っておりますし、今後の選挙についても、親切な対応をぜひお願いをしたいと思います。それで今、郵送という方法で各世帯に届けることも可能だということ、選管のほうで考えているということですが、これは前もって予約することは可能ですか。例えばこれからあるのは、町会議員の選挙、町長選挙であります、それぞれ告示日が設定できますから、告示日以前に、どここの誰々と言う者だが、うちへ選挙公報は郵送でお願いしたいということ、告示前にそういう予約と言いますか、そういうのを受けつけるのは可能でしょうか。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木和幸） 今お話があったとおり、いつでも、先ほどに委員長が言ったとおり、いつでも受け付けているということですので、いつでもお受けいたします。それともうひとつ、条例は町の選挙に対しての選挙公報に対しての条例でございますので、その取り決めです。県議会議員選挙等は町の条例ではないので、公職選挙法に則ったものでやっているということになります。お願いいたします。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番(永原和男) やはり今後はそのように有権者に対し、きめ細かな対応をぜひお願いしたいと思います。さて、この町の選挙の場合、町長選挙、町会議員選挙の場合、選挙運動期間が5日間なわけです。この5日間ですが火曜日が告示日です。そして日曜日が投票日なわけでありますが、これは改めてお伺いしたいのですが、新聞折込方式でも、町長選挙、町会議員選挙での選挙公報を有権者の世帯に届けることは可能であるかどうか、伺います。

●議長(佐藤武雄) 落合選挙管理委員長。

■選挙管理委員長(落合明夫) その本題に入る前にひと言、こんな話がありました。広報を配るには相当な段階がというか、いろいろな人の手を煩わせながら自宅へ届けるわけです。たまたま東京に在宅されている総代さんがおまして、その方は、伍長さんに持って行っていただくようにお話がなっていると。その場合ははっきり言って、もう東京から帰って来ていただかなければ具合悪いという話がありまして、新聞折込でやっていただくことは、非常にありがたかったという話がひとつございました。それで、今度は町の選挙の話に具体的に入ります。町選挙の場合、立候補届出日から投票日まで、日数に時間的に余裕がありません。これまで各自治体役員を通じて配布していましたが、生活様式の変化等により、法定配布期限である2日前までに配布することが非常に厳しいこともありました。今後は選挙公報を新聞折込することで、これまでよりも配布がスムーズになるものと考えております。新聞販売店さんからは、2日前までには十分お届けできます、ということをお聞きしております。また、選挙公報をインターネット上に掲載することができる通達も総務省から出ております。次回の町政選挙から選挙公報を町のホームページに掲載することで、より多くの方が、よりスムーズに選挙公報を入手できると考えております。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆8番(永原和男) 非常に前向きと言いますか、積極的な対応策だと思います。伝えをしたいと思います。この選挙運動期間が5日間と日数が限定されている中でも、投票日の2日前までには新聞折込方式でも十分間に合うよと、言う答弁がありました。また、インターネットにアップするというのも良いアイデアだなと思います。期待をしたいと思います。さて、先の県議会議員選挙の投票率が54.45パーセントでした。この投票率を高めていくということも非常に大事だと思いますし、選挙管理委員会の使命のひとつでもあると私は考えます。投票率を上げていくために、どのような方策をお考えでしょうか。お伺いします。

●議長(佐藤武雄) 落合選挙管理委員長。

■選挙管理委員長(落合明夫) 先の県議会議員選における県内投票率は、44.47パーセントでありました。令和3年以降、5回執行された選挙の投票率の平均についても、町は52.03

パーセント、県は49.46パーセントとなっており、いずれも県平均を上回っている状況ではあります。しかし、これに満足することなく、共通投票所や移動期日前投票所の導入について、先進自治体の事例や、当町のこれまでの投票状況について調査研究を進め、有権者の方が投票しやすい環境を整えて行きたいと考えています。ご存知のとおり、昭和22年選挙法改正により、満20歳以上の全国民が選挙権を得ました。大正生まれの、あるおばあちゃんの言葉を思い出しました。「いっばいつらく苦しんだことはあったはずだけど、嬉しく感激したことはあまり思い出せない。嬉しかったことを取って言えば、戦後間もなく選挙権を貰って、いつもは着ない絹の着物と白足袋姿で投票所へ行ったことかな」、重たい言葉ですね。まさに先人たちが戦争を経験して血と涙で勝ち取った権利です。貰った権利ではありません。第1回目統一地方選挙における県議選投票率は80パーセントを超えておりました。このたびの議員の質問のおかげで、放送などを通じて、町民の皆様投票できる機会を大切にし投票所に足を向けていただきたい、という思いをお伝えできる機会をいただいたと思っております。ありがとうございました。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 今、委員長の答弁いただいた中で、共通投票所ですか、それから移動投票所という話、これはどうでしょう、次期町議会議員選挙から実現可能でしょうか。最後にそのことを伺います。

●議長（佐藤武雄） 落合選挙管理委員長。

■選挙管理委員長（落合明夫） 信濃町の地域柄、非常に選挙に関して特色があります。例えば、看板にしても信濃町だけで150個看板があります。ということで、非常に散らばっていて、投票所における人数、小さいところから大勢いるところ、非常に多様性に富んでいるのです。今、この共通投票所だとか移動期日前投票、これもいろいろな事例が見えてきました。見えてきましたというのは、大きな自治体で導入し始めているところがあります。ただそれを、信濃町の投票にそのまま真似をして、良い方向に向かうかどうかというのは、かなり慎重に検討しなければいけない。ですから莫大な、今、その信濃町の選挙関係における時間帯の投票率だとか、もちろん期日前も含めて、そのへんを今、本当にデータを整理してやっているところですので、何らかの形で、時間はかかりますけれども方向性は出せると思っております。以上です。ごめんなさい、先ほど看板150と言いましたけれども間違えました、110でした。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） そうしますと、共同投票所や移動投票所については、何とか実施して行きたいという方向で、今、選挙管理委員会の中で知恵を絞ってもらっていると、そう捉えればいいですか。その1点だけ最後をお願いします。

●議長（佐藤武雄） 落合選挙管理委員長。

■選挙管理委員長（落合明夫） そのとおりであります。それと共通投票所は、かなり費用
的な問題も絡んできますので、それも含めて検討です。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 了解いたしました。次期の町会議員選挙、町長選挙に向けても、お忙
しい選挙管理委員会さんではありますが、ぜひ多くの有権者の方が投票所に足を運んでい
ただけるように、先ほど初めて選挙をされたご婦人のお話を聞いて、私も本当に意を新た
にしているところであります。お互いに投票率のアップに関しては、知恵をしぼり、ずく
を出して、やっていきたいものだと思います。それでは奨学金制度の改善について質問を
進めたいと思います。まずその前に、現在の奨学金の貸付けを受けている人の人数は何人
になりましょうか。

●議長（佐藤武雄） 佐藤教育長。

■教育長（佐藤尚登） お答えいたします。この奨学金制度は平成27年に始まっておりま
して、現在までのところ、17名を奨学生として採用しています。これまでに3名の方が、
償還終了をされています。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 現在、奨学金の貸し付けを受けている方は17人だと。

●議長（佐藤武雄） 佐藤教育長。

■教育長（佐藤尚登） 今、17人とお答えしたのは、今まで27年から現在までの間に奨学
金をお借りになった方の数です。今現在は、この3月に卒業された方を除いて、5名に今
年3名の方が新たに入っていて8人になります。今現在、お借りになっている方は8名で
す。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 今現在は8名ということであります。この制度が始まって、まだ10年
たたないのですよね。それなのに既に返済が終わられている方が3人いるということは、
繰上償還という言い方が適当かどうか分かりませんが、年18万円以上を返された方が3
人おられるのだということでもあります。10年以上奨学金を借りて、きちんと返済をしてい
て、信濃町に10年以上いた場合に、60万円相当の奨学金の返還を免除するという制度が

ありますよね。それを活用された方はまだいませんよね。これからですよ。確認の意味で伺います。

●議長（佐藤武雄） 佐藤教育長。

■教育長（佐藤尚登） おっしゃるとおり、いらっしゃいません。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 奨学金に関しては、大学等を卒業したその次の1年間は返済が免除されていますから、これから10年を迎える人も増えてくるのであろうと思います。この制度については、町の奨学金制度は無利子の貸与型の制度であります。このように、今、言いましたように、一定の条件をクリアすると、最大60万円分の返済は免除するよという給付型に近いようなものも入っている点の特徴であります。質問を続けますが、この奨学金を今まで受けて来た人の数、私は率直に言って少ないなと思うのです。それでなぜ少ないのかなと思いますと、この町の奨学金制度は資格要件が厳し過ぎると。そして、私は厳し過ぎる点が2点あると思っていますが、本当に審議、学びを支援する制度にしていく必要があると思うのです。この奨学金制度につきましては、私が議員に当選させていただいて、初質問から約1年6か月間連続して、この制度を信濃町でも作ろう、作ろうじゃないですかということ、当時の町長とこの議場で議論をしてきた経過があります。やはり基本になるのは憲法の26条だと思うのです。これは教育長さんにとっては、もう十分承知の上だと思えますが、「全ての国民は法律の定めるところにより、その能力の応じて等しく教育を受ける権利を有する」と。今度は教育基本法を見てみると、「全ての国民は等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない」とあるのです。特に私はこの場で強調しておきたいのは、教育基本法は何を強調しているかということ、経済的地位によって教育は差別されないのだと。最初に申し上げましたように、憲法26条が、その能力の応じて等しく教育を受ける権利を有するのだということを実現化するために、この教育基本法は踏み込んだ法律にしています。私は約8年経過する中で、町の奨学金制度の活用状況、利用していただいている人の数が少ないというのについては、2つの問題があると思います。まず、そのひとつは、条例の第6条の第3号です。「経済的理由により就学困難であり、かつ償還について十分な能力を有すると認められること」。それがひとつです。もうひとつは、「日本学生支援機構と他の団体から学資の貸付を受けていないこと」になるわけです。最初に紹介いたしました、第3号についてです。第3号については経済的に大変だから奨学金を受けたい、これは当たり前のことだと思うのです。奨学金制度というのは、そのためにあるのです。ところが町の条例の第6条第3号では、経済的理由に就学が困難であり、そこまでは良いですよ、かつ、償還について十分な能力を有すると認められる者、これがひとつのハードルになりますね。お金を貸しますよ、でも、ちゃんと返せるという能力をもっていない人には、言葉はきついですよ、お貸ししませんよと

ということです。第5号については、日本学生支援機構等からの奨学金を借りている人に関しては、町のこの条例では奨学金をお貸ししませんよということであります。この件については、先の一般質問のところでも取り上げたわけでありますが、この理由について、3号、5号を設けている理由について、改めて教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 佐藤教育長。

■教育長（佐藤尚登） お答えします。条例制定の時点の様子、私は詳細には把握しておりませんが、お聞きしている範囲と私自身がこの条例を読む限りにおいて、これも永原議員のご質問に今までもお答えしてまいりましたが、結局、公金を原資とした奨学金制度ですので、制度の維持というのは非常に重要であって、奨学金を借りられた方が、返済されないという事態を招くと、制度そのものの存続が危うくなるということから、このような条文が設けられたものだと理解しています。なお、(3)については、経済的理由により就学困難であり、かつ償還について十分な能力を有するというのは、当然、家庭の経済状況もあるかもしれませんが、奨学金の制度そのものが、その就学を終え就職することによって、今現在困難であっても4年後には、4年後というか猶予期間もありますけれども、きちんと就職して返してくださいよという、そういう期待を込めた条文なのかなとも読みましたけれども。くどいようですが、他の貸与を受けてないというのは、返済不能になることを何としても避けたいという趣旨で置かれていると理解しております。ちなみに、これも前回も、もしかすると申し上げたと思いますが、今現在、日本育英会の利子付き貸与奨学金は、大学生で最大月12万円借りられます、利子付きですけれども。4年制の一般的な学部生が限度額を借りると卒業時で576万円、この町の奨学金がマックス240万円ですので、その貸与型の奨学金を借り、かつ町のものを借りることになると卒業時点で816万円という多額な負債と言いましょか、債務を負うことになるわけで、しばしば若者の奨学金が原因の自己破産ということも耳にしますので、借りの段階で一定の制限は必要なのではないかと考えています。ただ、もうひと言申し上げれば、昨今の物価上昇を見ますと、現在の当町の奨学金の上限額5万円、月額5万円というのが果たして妥当なのかということは、検討しなければならないと考えています。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 今、教育長の答弁で私は救われたなと思ったひとつなのです。月5万円の貸付額の再検討をしたいと、再検討をされるという、したいということですから、私も再検討してもらいたいのです。再検討をするという答弁を得たということによろしいですか。

●議長（佐藤武雄） 佐藤教育長。

■教育長（佐藤尚登） この上限額は条例で決まっていますので、私どものところだけで、私どもと言いますか、事務局だけで決められる話ではありませんが、物価上昇については、

深刻な問題だと把握しておりますので、再検討いたします。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 本当に前向きな答弁をいただいたと思います。期待をしています。それで教育長、第6条の3号の問題であります。これは貸付の対象者を規定しているのです。ですから教育長の答弁のように、借り受けた学生が将来、真面目に返してちょうだいよねと、そういう意味合いだと教育長さんが捉えられていますが、当事者にしてみればそうではないのです。なぜかと言うと、その世帯の収入を全部書かせるわけでしょう、申込書に。ですから、そのへんのところでも非常に厳しい状況が出てきているわけであり。教育長が最初に答弁あったように、学びたいというお子さんには奨学金で支援しましょうと。税金でやっている制度ですから卒業したらちゃんと返してねと、そういう関係、これが私、とても良好な関係だと思うのです。ぜひご検討をいただきたい。それから、この条例の改正を期待して次の質問に移ります。一級河川鳥居川の改修工事について、町長の考えをお伺いしたいと思っています。単刀直入にお伺いしますが、町長、本年度の鳥居川の改修工事の予定箇所について具体的にお示しください。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 永原議員からのご質問にお答えいたします。鳥居川の改修工事でございますが、河川管理者でございます県に要望し、順次施工していただいているところでございますが、令和5年度についても令和3年度から実施しております、古間の総合体育館前の護岸工事、これを継続していく予定とお聞きしております。最近の施工箇所について申し上げますと、総合体育館付近から下流に向かって順次整備が進められておりまして令和3年度左岸側ブロック積90メートル。令和4年度は、今度は右岸側ブロック積33メートルを実施していただいたところですが、令和5年度は令和4年度に施工していただいた右岸側、しなの鉄道側になろうかと思いますが、その継続して30メートルほどを施工していただくとお聞きしております。また、鳥居川の浚渫工事も合わせてやっただいておりまして、令和3年、4年にかけてまして講和橋から下流、吹野用水、舟岳用水頭首工付近から富士古橋の下流150メートルの区間について実施していただいております。令和5年度におきましては、富士古橋下流のフス川の出口付近から戸草方面へ向けて150メートルほど浚渫の工事を予定していると聞いているところであります。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） もう一度再確認させていただきます。令和5年度、本年度ですね、県が工事をやるという箇所、もう一度具体的にお願ひします。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 護岸工事でございますが、令和4年度に施工いたしました古間の総合体育館の付近の右岸側、これを30メートルほどということだそうです。それから浚渫につきましては、フス川の出口から戸草方面に向けて150メートルほど、これは浚渫ですが、工事を予定していると聞いているところであります。また工事の時期につきましては、河川の流量等との兼ね合いもある中で、適時なスケジュールが組まれるものと承知しております。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 令和5年度の鳥居川の改修工事については、まず令和4年度に実施した総合体育館付近の右岸ですね、鉄道の走っているところ。ブロック積みがなされましたが、更にそこから30メートル下流へ工事を予定しているという話であります。それから、富士古橋から下流にあるフス川の出口から150メートル先、浚渫工事をやるということがあります。これは、そういうことが計画されているようでありますから、河川工事ですから当然これは冬期間の工事になるのであろうと思うのです。地域の住民の皆さんもこれは安心すると思います。特にフス川に関しては、内水氾濫被害が起こるところですね。で、ありますから、この浚渫工事がきちんと行われることを、期待をしたいと思います。それで、5年度に関してはお伺いしました。次年度以降の改修工事の計画、これは県に要望を出していただけるわけありますから、県がやる、あるいは今後検討するも含めて、6年度以降の改修工事の計画について伺います。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 令和6年以降の予定についてご説明いたします。これまでも、たびたび、いろいろな機会を通じて長野建設事務所のほうと調整させていただいてきておりますけれども、6年度以降についても、総合体育館前の護岸工事、下流講和橋方面へ向かって順次工事を実施していくと聞いております。全体といたしましては、総合体育館から下流側に向かって全長220メートル程度を、予算の範囲内で順次下流に向けて工事をやっていると、これは護岸工事について、そのような計画であるということでもあります。なお、他の道路河川、砂防等の工事につきましては、毎年、要望も上げさせていただいておりますし、また現地調査も担当者全員で確認しているところでありますので、鳥居川につきましては、古間甲上町というのでしょうか、寿橋の下流側50メートルほど、そしてまた、仁之倉地籍の鳥居川橋の上流30メートル程度、これらについても護岸工事を要望しているところであります。また、浚渫工事につきましても、これも護岸工事と同様に現地調査を行ったり、あるいはその結果を踏まえて要望させていただいておりまして、緊急度に応じて工事に着手していただいておりますが、今後も、引き続き断面がちょっと狭くなっているようなところ、あるいは土砂が堆積しているようなところを中心に流下能力を確保するための対策を講じていきたいと考えておりまして、浚渫工事につきましては、時間の経過とともに、また再び土砂が堆積するというようなこともありますので、これは年々再々双方

で現地を確認しながら施工箇所、それから施工のスケジュールを決めていければと考えております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） これにつきましては、鳥居川管理は県が管理をしているわけでありますから、令和6年度以降の改修工事についても伺いました。その中で町長、諏訪の原の左岸、古間駅の近くの左岸と、南仲町の右岸の護岸工事、地元の皆さんから、心配だという声も寄せられておりますので、また機会がありますれば現地もご案内いたしますので、引き続き県にその工事を組み入れていただくように働きかけていただきたいと思います。その2点について、町長の決意のほどを、最後にお伺いをしたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） ただ今、ご質問と言いますか要望をいただきましたが、私、予定といたしまして、6月19日には鳥居川に限らず、町内の県道そして河川、全部見回ることとしております。建設水道課の皆さんと一緒に回ってみたいと思っております。その中で、緊急度、あるいは必要性等を関係の皆さんと調整しながら整理して、8月の月上旬に建設事務所と皆で一緒に現場を見る予定も組んでおりますので、そういった機会を通じて、要望の具体化に向けて対応してまいりたいと思っております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 本当に、川沿いに住んでいる皆さんは、これから梅雨に入り大雨になると、その川の水があふれることを心配しているわけであります。しかし、県の工事でありますから、単年度で全てをこの信濃町の鳥居川の中、単年度で行うということも、それは無理があるということも町民は承知をしています。長期な計画でも、町民の皆さんに明らかにして、ぜひいつてほしいと、積極的に取り込まれようといいます、その姿勢を、私、今回の一般質問で伺いました。今後の取組が具体化することを期待して、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

●議長（佐藤武雄） 以上で、永原和男議員の一般質問を終わります。この際、2時40分まで休憩いたします。

（終了 午後2時28分）